

2. 郡上踊¹⁾にみる歴史的風致

(1) はじめに

郡上おどりは、毎年7月中旬から9月上旬にかけて延べ約30夜開催されている、近世から継承されてきた盆踊りで、郡上市八幡町の市街地（以降は、「郡上八幡市街地」と記載）の各町内の祭祀や由緒等に由来があり、それぞれ日程とおどり会場が決められている【2-2-1】。中でも由来を大切にしている「七大縁日」と呼ばれる縁日おどりは、7月16日八坂神社天王祭、8月1日大乘寺三十番神祭、8月7日洞泉寺弁天七夕祭、8月14～16日盂蘭盆会、8月24日の柵形地蔵祭である。また、徹夜で踊り明かす盂蘭盆会は現在8月13～16日の4日間で、特に盛況を極めてている。

伝承曲は、「古調かわさき」「かわさき」（大正時代に「古調かわさき」をもとに改変して振り付けられたもの）「三百」「春駒」「猫の子」「さわぎ」「甚句」「げんげんばらばら」「ヤッチク」「まつさか」の10曲である。平成8年（1996）12月20日に民俗芸能のうち「(二) 芸能の変遷の過程を示すもの」、「(三) 地域的特色を示すもの」として、国の重要無形民俗文化財に指定された。音頭取りと囃子方がおどり屋形に上がり、おどり屋形の周囲をおどり手が輪を作って踊る「輪踊り」である【2-2-2】。郡上おどりの形態は近代を通して変化してきたが、昭和30年頃には現在とほぼ同じ形態となったと考えられる。

郡上おどりが繰り広げられる郡上八幡市街地は、近世初期に整備された城下町で、町割や地割が継承され、町家群が密集して建ち並んでおり、市街地の一部は、郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区（以降は、「伝建地区」と記載）として、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。現在は、郡上おどり保存会、郡上市商工観光部観光課、郡上八幡観光協会、自治会、商工会、関係団体等が構成する郡上おどり運営委員会が、夏の約30夜を運営している。

2-2-1 令和5年度 郡上おどり日程表
下線：七大縁日

月	日	曜日	会場	縁日踊の名称	
7	15	土	旧庁舎記念館前	おどり発祥祭	
	16	日	上殿町	八坂神社天王祭	
	22	土	旧庁舎記念館前	下柳町神農薬師祭	
	23	日	旧庁舎記念館前	犬啼水神祭	
	27	木	積翠園前	毛付市 赤髭作兵衛慰霊祭	
	28	金	城山公園	毛付市 岸劔神社川祭 ・凌霜隊慰霊祭	
	29	土	旧庁舎記念館前	常盤電機地蔵祭	
	30	日	旧庁舎記念館前	乙姫水神祭	
	8	1	火	本町	大乘寺三十番神祭
		2	水	城山公園	山内一豊夫人 千代の夕べ
3		木	下殿町	およし祭	
4		金	大手町	城山地蔵祭	
5		土	積翠園前	宝暦義民祭	
7		月	本町	洞泉寺弁天七夕祭	
8		火	郡上八幡駅前	越美南線開通記念祭 ・郡上市人権の夕べ	
9		水	今町	秋葉祭	
10		木	新栄町	恵比須祭	
11		金	下日吉町	秋葉祭 ・嵐瑠璃之丞慰霊祭	
12		土	城下町プラザ	納涼祭	
13		日	新町～橋本町	盂蘭盆会	
14		月	新町～橋本町	盂蘭盆会	
15		火	橋本町～新町	盂蘭盆会	
16		水	本町	盂蘭盆会	
18		金	下愛宕町	十八観音祭	
19		土	立町	日吉神社祖霊祭	
20		日	本町	宗祇水神祭	
24	木	上柵形町	柵形地蔵祭		
26	土	八幡神社	小野天神祭		
9	2	土	新町	納涼祭	
	3	日	新町	女性の夕べ	
	9	土	新町～今町	おどり納め	



2-2-2 郡上おどり 発祥祭
旧八幡町役場庁舎（昭和10年建築 登録有形文化財）の前で、切子を吊るし、おどり屋形を中心とした輪踊りの様子。

¹⁾ 郡上おどりについては、国の重要無形民俗文化財を指す場合は漢字表記の「郡上踊」とする。それ以外は平仮名表記の「郡上おどり」としている。なお、郡上おどりの関連した表記は基本平仮名とする。

そして、昭和30年（1955）には「かわさき」を除く9曲が八幡町重要無形民俗文化財となり、昭和33年（1958）県重要無形民俗文化財、昭和48年（1973）に国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択され、平成8年（1996）に10曲が国の重要無形民俗文化財に指定された。そして、令和4年（2022）11月にユネスコ無形文化遺産の「風流踊^{ふうりゅうおどり}」の1つとして登録をされた。

（2）建造物

おどり会場の背景となっている場所は、多くの歴史的建造物の周辺で行われている。一際目を引く洋風建築のほかは、おどり会場の大半は町家が密集した町並みの道路におどり屋形を置いて踊られている。特に、郡上おどりが最高潮に盛り上がる盂蘭盆会（徹夜おどり）が3日間踊られる橋本町及び新町は、大正の大火にあっていないため、明治以前の建造物も多く残っている。新町及び橋本町は郡上八幡市街地のなかでは、敷地に奥行があり、大店の商家もあるため、主屋の間口も4間以上のもも多くあり、土蔵もみられる。更に橋本町は、明治以前の建造物が密集して残っており、突き当りに願蓮寺が配置されている。町並みとその奥に見える寺院の門は、歴史的風致を形成する建造物群として見応えのある場所である。盂蘭盆会は最高の人出があり、これを受け入れられる町内としての力も必要とされるため、おどり会場が移動してきた経緯をふまえると、近世・近代から大店が建つ地区が有力候補となり、北町では本町、南町では新町・橋本町で、主に行われてきたようである。新町と橋本町との交差点を形成している一角には、国の登録有形文化財（建造物）の直井家住宅主屋、水野家住宅主屋（明治期）、同主屋（大正期、昭和中期増築）、越前屋店舗兼住宅と、市重要文化財（建造物）の齋藤家住宅主屋などが並んでいる【2-2-3】。



2-2-3 新町の町並み

1) 旧八幡町役場庁舎（郡上八幡旧庁舎記念館）【国の登録有形文化財（建造物）】

現在、郡上おどり発祥祭やおどり納めは、国の登録有形文化財である旧八幡町役場庁舎前で行われる【2-2-4】。旧八幡町役場は、北町の大火後、復興事業が落ち着いた後、昭和11年（1936）に建てられた近代洋風建築である。昭和28年（1953）には、「郡上踊発祥地」の記念石碑を役場前に建てている。石碑には、代表的な歌詞「郡上の八幡出てゆく時は 雨も降らぬに袖絞る」が刻まれている。そして、昭和36年（1961）のおどり日程をみると、おどり発祥祭は役場前で行われている。旧八幡町役場は、桁行13間半梁間12間、木造二階建棧瓦葺である。西側を正面とし、南側にも出入口があり、吉田川に面した北側は、デッキに出られるようになっている。小屋組みは洋風トラスで、棟札が残っている。



2-2-4 旧八幡町役場庁舎

2) 旧林療院本館・看護婦棟・レントゲン棟【国の登録有形文化財（建造物）】

おどり発祥祭が行われる会場の南西側に面している建物が、旧林療院本館・看護婦棟・レントゲン棟である【2-2-5】。旧林療院本館は明治37年（1904）に建てられ、木造二階建の擬洋風の外観で知られた医院で、玄関ポーチはイオニア式オーダーの円柱を立てる。軸組は伝統的な和風で仕上げるが、建物の隅や腰壁は石造風に見せるモルタル仕上げとし、上げ下げ窓の窓枠頂部に略式のペディメントを付けるなどの工夫が見られる。



2-2-5 旧林療院本館

3) 直井家住宅主屋・土蔵【国の登録有形文化財（建造物）】

角地にある直井家は屋号を平野屋といい、当主は長治兵衛を名乗った。明治9年（1876）創業で、4代続く薬局は平成17年（2005）まで営んでいた。現在は薬局部分を改修し、ギャラリーとして使用している。1階の通りに面した側は改修されているが、奥には座敷が設けられており、また2階は全面に出格子が設けられている。

直井家住宅主屋は、新町の北東角に建ち、桁行10間半梁間9間、木造二階建、通りに面した側が寄棟造、隣地側が切妻造、金属板瓦葺である。主屋のうち北側5間半は明治22年（1889）建築、南側3間半は昭和初期の増築である。主屋の西側には、桁行2間半、梁間3間半、棧瓦葺の明治初期に建てられた土蔵が新町側に北面して建つ。

おどり屋形が置かれる四角のうち、3つの角地は建て替えられており、唯一、歴史的建造物が残っている重要な角地の建造物となっている【2-2-6、7】。



2-2-6 直井家住宅主屋、土蔵（新町側）



2-2-7 直井家住宅主屋（橋本町側）

4) 水野家住宅主屋・土蔵【国の登録有形文化財（建造物）】

直井家の西隣の水野家は、屋号をおもだか屋といい、当主は代々伊兵衛を名乗った。薬屋を生業とし、明治期には町の有力者・実業家として製糸工場や水力発電合資会社の設立、経営、また、金融業にも携わっていた。現在、おもだか屋の屋号は同じ新町の別の水野家が引き継ぎ、昭和28年（1953）頃から昭和50年頃まで雑貨屋を営んでいた。現在は、郷土芸術家水野政雄氏の住宅である。



2-2-8 水野家住宅主屋、土蔵

通りに北面して、東側に土蔵、西側に主屋が並ぶ。水野家住宅主屋は、桁行 8 間、梁間 3 間、木造二階建、切妻造平入、金属板瓦棒葺である。西側を通り土間とした 1 列型で、1 階は改修されているが、2 階には出格子が良く残っている【2-2-8】。土蔵は明治期の建築で、桁行 2 間半、梁間 2 間、二階建、大屋根は切妻造金属板瓦棒葺、庇はむくりの付いたこけら葺で、平側を通りに向けている。

5) 越前屋店舗兼主屋【国の登録有形文化財（建造物）】

水野家の西隣にあるのが、屋号を越前屋という高橋家である。かつては林業や金融業、蚕の集積・販売を営んでおり、店舗兼主屋では、明治期までは金物屋、近年まで服飾雑貨を取り扱っていた。平成 27 年（2015）に市が土地を購入し、建物は所有者からの寄贈を受け、調査・改修を経て、令和元年（2019）に「郡上八幡 町屋敷越前屋」として竣工した。現在、市民や観光客など、建物内を見学することができ、町屋敷の暮らしぶりを感じることができる。また、郡上の地域資源を生かしたものづくりや、市街地のコミュニティの活性化に向けた各種イベントの開催など、まちづくりや観光などの地域資源としても活用している。



2-2-9 越前屋店舗兼主屋

越前屋店舗兼住宅は、桁行 8 間半、梁間 4 間、木造二階建、切妻造平入、金属板瓦棒葺で、明治初期に建てられた。1 階は店舗として広い土間となっているが、元は東側を通り土間とした 1 列型である。2 階には出格子が良く残っている。主屋の奥には、付属屋が 2 棟、更に土蔵も 2 棟が縦に並ぶ、敷地奥行が 25 間と深い配置となっている【2-2-9】。



2-2-10 橋本町の町家（旧廣瀬家住宅）

このような新町通りと直交して盂蘭盆会のおどり会場となる橋本町にも、明治期に建てられた規模の大きな町家（民家の）建築として、旧廣瀬家住宅がみられる【2-2-10】。桁行 9 間、梁間 4 間、木造 2 階建、金属板瓦棒葺で、間取りは 2 列前土間 2 室型である。

6) 庄村家住宅主屋【国の登録有形文化財（建造物）】

江戸時代より八幡の商業中心地であった今町の通りに面した商家で、主屋は桁行 6 間、梁間 8 間、木造二階建、切妻造金属板葺の平入で、絵様付の出桁で 2 階の格子窓を受け、庇には幕板を設けている【1-4-10】。内部には装飾的な欄間等を用いた数寄屋風の座敷をもち、規模も大きく各部の意匠が整った明治初期の商家建築である。主屋の裏側にある庄村家住宅東土蔵、庄村家住宅西土蔵、そして庄村家住宅附属屋のいずれも国の登録有形民俗文化財（建造物）に登録されている。

7) 長良川鉄道郡上八幡駅本屋及び上りプラットホーム【国の登録有形文化財（建造物）】

郡上八幡市街地の西南に位置する郡上八幡駅は、昭和4年（1929）に開通した越美南線の駅舎である。昭和5年（1930）7月12日幹事会の記録の協議事項のなかに、「八幡駅開設ヲ永久ニ記念スルタメ駅踊ヲ創設方相生村中野有志ヨリ池田幹事長迄申込アリタリト報告、協議ノ上同駅ノ開通ハ昨年暮八日ナリシニ因ミ八月八日ニ今後毎年開クコトニ決定」とあり、駅舎開設を記念して、駅前で郡上おどりをを行うこととなり、現在も8月8日に踊られている【2-2-11】。



2-2-11 郡上八幡駅前おどり

郡上八幡駅舎は、木造平屋建、切妻造平入、屋根は金蔵板瓦棒葺で、東面して建つ。東側には切妻入の庇が付く。昭和5年（1930）には改札側乗降車場を増改築し、同7年（1932）に桁行3間、梁間1間の平屋待合室を下り線の乗降車場に新設した。同17年（1942）に1番線、2番線を延長し、同19年（1944）に跨線橋を新設した【1-4-12】。平成29年（2017）に、第1期郡上市歴史的風致維持向上計画の「文化財の保存及び活用に関する事項」の1つの事業として、駅舎を開業時の外観にする復元・リニューアルを行った。

8) 郡上市郡上八幡北町伝統的建造群保存地区【重要伝統的建造物群保存地区】

大正8年（1919）の北の町大火から復興した郡上市八幡町の北町は、八幡城下に広がる城下町の一部が平成24年（2012）に伝建地区となっている。伝建地区は、四方を山と川に囲まれた自然地形をいかした城下町の一部で、統一された様式をもつ町家が密度高く建ち並ぶとともに、湧水をいかした水利施設とが一体となって、城下町としての歴史的風致を今日によく伝え、非常に価値が高いとされた【1-4-9】。

郡上おどりは、伝建地区の範囲内でもおどり会場として使用しており、城山公園を2日、大手町で1日開催されている。

9) 齋藤家住宅【市重要文化財（建造物）】

齋藤家住宅は郡上八幡市街地の南町に位置し、新町商店街の通り沿いに北面する町屋敷である【2-2-12】。江戸中期に現可児市から移転し、歴代商人で金融を業務とした商家であり、明治中期から昭和の初期にかけて養蚕を行っていた。近年では、改修を加え、敷地内に美術館を併設し、主屋1階の一部で、小物の販売と軽飲食ができる町家として公開している。



2-2-12 齋藤家住宅 全景

敷地は南北に長い短冊状の敷地で、通りに面して間口いっぱい主屋が建ち、東側には国の登録有形文化財（建造物）である越前屋店舗兼主屋が隣接し、西側は「やなか水のこみち」に面している。

主屋は、桁行 10 間梁間 7 間、木造二階建、切妻造平入、金属板瓦棒葺で、西側 4 間は江戸時代後期、東側 3 間は江戸時代末期の建築である。主屋の奥には、中庭を挟んで江戸時代後期の質物蔵（桁行 4 間梁間 3 間半、木造二階建切妻造平入、瓦葺）と道具蔵（桁行 4 間梁間 2 間、木造二階建、切妻造平入、瓦葺）、美術館、茶室が配されている。主屋は西側に通り土間とした 1 列 4 室型の西側 4 間と表側 2 室、小庭を挟んで奥に 2 室の座敷を設けた東側 3 間の 2 棟を内部でつないでいる。屋根の両袖に袖うだつが設けられており、表側は、1 階、2 階ともに出格子が設けられている。

10) 大乗寺山門（鐘楼門）【市重要文化財（建造物）】

七大縁日の一つである、三十番神祭は 8 月 1 日に大乗寺で縁日とおどりを行っていたが、昭和 8 年（1933）からは職人町へ移動し（昭和 8 年 7 月 30 日幹事会記録より）、現在は本町で行われている。大乗寺は、京都身延山の末寺で、日蓮宗である。天正年間に、越前の落武者清水三右衛門尉が中桐に草庵を結び、日蓮宗の信者となった後、京都日蓮宗妙覚寺の末寺となる。慶長 8 年（1603）遠藤慶隆が帰依し、同年現在地に移った。享保 15 年（1730）堂宇が焼失、寛保元年（1741）本堂、その他を再建した。現在の本堂は明治 35 年（1902）に建立したもので、山門（鐘楼門）は「享和 3 年（1803）再建大工棟梁大坂町大坪清助」の棟札があり、市重要文化財（建造物）である【2-2-13】。門を入ると正面に三十番神を合祀した鬼子母神堂、右手に本堂がある。七大縁日として境内地で行われているときは、囃子方は山門（鐘楼門）に上がって演奏していたといわれている。



2-2-13 大乗寺山門（鐘楼門）

11) 郡上おどりを彩る照明

おどり会場には、郡上おどりの情緒を演出する行灯、提灯、切子、カンテラといった設えをみることができる【2-2-14、15】。町並みに施された設えは、時代とともに変化してきたが、過去の記録から、さまざまなものを取り入れようとしていたことが分かる。昭和 4 年（1929）の幹部会記録では、おどり会場装飾の件として、角行灯の借入、張替、点灯準備について、従来は特志者の労力や寄付で行っていたが、支障をきたしたので、これを請け負うことの記述がある。同 5 年（1930）7 月 4 日の幹部会記録では、盂蘭盆会 4 日間のおどり会場付近の装飾や川面装飾の件が議題に上がり、いずれも商工会長が考慮することを約束している。同 6 年（1931）7 月 15 日の決定事項では、



2-2-14 切子



2-2-15 軒先の提灯

行灯の設置や町内装飾及び宮ヶ瀬橋等へ照明灯を整備することとある。昭和10年(1935)6月24日の記録では、「郡上踊リノ時期ニ町内駅ヨリ通り筋今町、新町、裏田、豎町、殿町、正木町、本町等提灯ヲ軒毎ニ出ス様スルコト」とあり、軒先に飾られた提灯は昭和初期からの風情を伝えるものである。

現在でも主要なおどり会場には切子や大提灯を吊るし、各家の軒先に提灯が掲げられると郡上おどりの期間であることが分かる。また、期間中のおどりのある日には、吉田川にカンテラが置かれるので、郡上市街地全体で郡上おどりの期間を演出している【2-2-16】。また、7月の常盤電気地蔵祭には電飾を用い、8月の宗祇水神祭には、連歌を掲示するといった、縁日にちなんだ設えをみることができる。



2-2-16 吉田川のカンテラ

(3) 活動

郡上踊【国の重要無形民俗文化財】

1) 郡上おどりの歴史

郡上おどりの発祥や由来は諸説あり、定かではない。在郷の神社・寺院の祭礼、浄土真宗の念仏踊り、風流踊り、伊勢踊り、盆踊り、各地の民謡等が習合して今日の郡上おどりの原型となったものと思われる。

享保13年(1728)から飛騨国代官であった長谷川忠崇^{ただたか}が著した『飛州志』第七巻踏歌に、「^す転木^{まうた}磨歌」として「本土ノ民家於イテ^た靱^かオヒク^た躰也其時ウタフ歌也、郡上ノ八幡出テ来ルトキハ雨ハ降ラネトミノ恋シ(按スルニ濃州郡上ニ八幡町アリ飛州ノ隣国タリ)」と、今日の郡上おどりにみられる歌詞につながる歌がみられる。

天保13年(1842)「御回状留帳」では、町人に対する盆中のおどりに関しての規制を確認することができる。7月に「盆中寺社境内其外ニ而踊候節、男女子供ニ至迄」とあり、かぶり物、異風姿で踊る者、風俗を乱すものへの取り締まりと、おどり見物に来た者でも同様に吟味し咎を申付けるとの記述がある。また、武士階級への規制の記述もある。藩の財政が困難となり、諸制を改革するため公布された文久2年(1862)「諸制改革」では、「盆中踊場所へ御家中末々迄妻子並召仕等罷越候義ハ兼テ御法度之義ニ付堅相心得罷越間敷候己後年々觸之義ハ相止候間間違無之可被相心得候事」とあり、家中の妻子や家人にも盆におどりにいかぬよう禁じていた。この時期に活発に盆踊りが行われ、町人だけでなく、武士階級も踊りに加わっていたことが推測できる。

幕末には北町の名主が所有していた慶応4年(1868)「留帳」では、盆踊りの記述として7月17日「向町裏盆踊り御座候」、7月19日「今日夜宮裏盆踊り御座候」とあり、盆踊り

が存在していたことがみてとれる。

江戸時代から踊られていた盆踊りは、近代になると明治7年(1874)6月に、岐阜県布達第119号によって禁止された。「旧来村町ニ於テ盆踊ト唱ヘ老幼男女群集不行体ノ所業ヲナシ以ノ外ノ悪習ニ付自今一切不相成トス」とあり、旧来からの盆踊りは悪習のため禁止された。『郡上郡史』(大正11年(1922))には、明治7年(1874)の盆踊りを禁ずる布達以降、翌年、禁止令は解かれたが、制約を受けていたなかで、七大縁日は毎年の恒例として行っていた。

大正になると郡上おどり復活の機運が高まってくる。大正3年(1913)に郡役所が殿町に開設された記念に長唄「花のみよし野」が発表された。「花のみよし野」は発表後、公の催事で唄い継がれてきたという。おどりは変容しながら、後に「かわさき」となり、また、歌詞は「まつさか」の郡上名所案内として今も唄われている。

2) 郡上おどり保存会の設立とおどり運営の変遷

①郡上おどり保存会の設立

郡上おどりの歴史のなかで、近代の郡上おどり保存会の存在は、現在の郡上おどりの礎を築いたものとして非常に意義深い。郡上おどり保存会の設立の背景からみると、「大正十一年以降 會議録 郡上踊保存會」【2-2-17】によれば、大正7年(1918)におどりが多種多様となったことと、風紀上の問題から警察署により干渉があった。地元有志が保存に乗り出したが、大正8年(1918)北町の大火もあり、3年間は差し控えた。北町の復興が進むなか、大正11年(1922)、郡上おどりの継承と発展を目的として「郡上踊保存会(現郡上おどり保存会)」を組織し、同12年(1923)7月警察署長と交渉を重ね、承認を得た。会長は坪井房次郎、副会長は鷺見甚造、顧問は郡長、署長、町長であった。昭和7年(1932)7月8日幹部会では「町当局へ郡上踊移管ニ関スル建白ノ件」が採択され、同年(1933)8月28日臨時役員会にて、「保存会町移管ニ付キ現役役員ノ組織変更ニ関スル件」が議案に挙げられており、郡上おどり保存会は八幡町に移管された。保存会ではおどり会場の追加や日程の増加、ポスター作成、おどり会場の装飾、おどり浴衣の制作などを協議している。

昭和戦前期の活動をみると、昭和4年(1929)、郡上おどり保存会が東京松坂屋で公演したことを皮切りに、同5年(1930)には名古屋放送局主催の民謡踊大会に出演するなど、全国への普及も始まった。戦時中では、昭和18年(1943)に郡上おどり保存会長より盆踊りの挙行届が警察署に提出され、おどり期間は8月14日～16日、夜11時迄、場所は橋本町と本町としている。同19年(1944)には15日、20日、25日であった。昭和20年度の事業報告をみると、8月15日は「終戦ノ玉音放送ノ為盆踊休止」とあり、8月17日役員会を開催して盆踊りの協議を行い、8月19日、20日、21日の三日間に橋本町と本町で開催したとある。戦時中の盆踊りについての「座談会郡上踊 1975年7月6

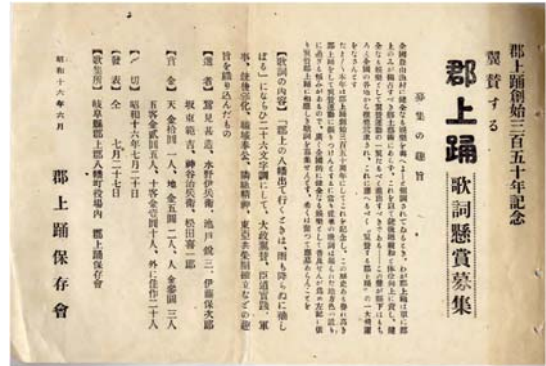


2-2-17 郡上踊保存会 會議録

日」(『郷土文化誌 郡上』所収)では、終戦の年の8月15日にも踊ったとも述べられている。また、終戦の翌年である昭和21年(1946)には7月15日～9月15日までの22夜が踊られた。令和4年(2022)には郡上おどり保存会は創立100周年を迎えた。

②演奏曲の変遷

郡上おどり保存会の活動のなかから曲や歌詞にまつわる取組をみると、「大正十四年度以降 保存会活動史」によれば、宣伝ビラの全文におどりは「川崎、三百、猫の子、ヤッチク、松坂、甚句、サワギ」の7種に限定し、ワイセツな歌詞を禁止し、風俗を乱さぬように注意喚起している記録がある。昭和11年(1936)には「げんげんばらばら」と「さば」の2種を追加している。昭和15年(1940)、同16年(1941)には新しい歌詞を募集し、新作郡上節の発表している【2-2-18】。昭和24年(1949)には「さば」を「春駒」に曲名を改称している。昭和30年(1955)にも、八幡町合併を記念して歌詞の募集をしている。



2-2-18 昭和16年 郡上踊 歌詞募集チラシ



2-2-19 昭和初期 柳町 神農薬師前

③おどり屋形と囃子方の変遷

次に郡上おどりのおどり屋形についてみると、現在はおどり屋形の上に唄を歌う音頭取りと、鳴り物を演奏する囃子方が座している。おどり屋形は、大正14年(1925)に造られたが、昭和に入り紛失したという。おどり屋形は、その後、昭和22年(1947)、同28年(1953)、同48年(1973)に新調されており、現在のおどり屋形は移動用に土台下部に車輪が付けられ、マイクやスピーカーを内蔵している。

現在でおどり屋形に座している囃子方の、昭和初期の様子をみると、囃子方は輪の中心におらず【2-2-19】、昭和6年(1931)5月21日、東久邇宮殿下が徴兵署視察のため八幡町に来町した際、郡上おどりを愛宕公園にて披露した際の予行練習では、太鼓と三味線と唄い手が輪の中心にいる【2-2-20】。昭和10年(1935)11月15日～21日に名古屋松坂屋で開催された「中部六県酒類品評会余興」では、太鼓1人、三味線2人、笛1人とあり、昭和10年(1935)頃には、囃子方が整備されたと考えられる。



2-2-20 昭和6年 東久邇宮 郡上踊台覧 予行演習 於 愛宕公園



2-2-21 おどり屋形の音頭取りと囃子方

現在は、音頭取りは5～10人程度、大太鼓・小太鼓が各1台、笛は1本、三味線は3丁で演奏されている【2-2-21】。曲目によって鳴り物なしで、語り物口説きの音頭で踊られるものもある【2-2-22】。

囃子方の変遷に続いて、おどり手の形態をみると、昭和初期には輪踊りの中心に屋形は見られないが、おどり屋形をおどり手が輪をつくり、囲む輪踊りなので、進む進行方向は輪の接線方向、正面を向いて踊る時は、輪の接線方向に垂直の向きになるので、輪の向正面と対面する。おどり屋形を中心に、広場では幾重にも輪を重ねるが、通りで行われる場合は、通りの幅員により、2～3重が限界である。そのため、輪の長さで対応している。おどり手が多い場合は、輪が伸びていく。おどりの輪は屋形の置かれた場所により、2方向から最大で4方向となる【2-2-23】。徹夜おどりでおどり手が多く、輪が広範囲に広がる場所では、通りにもスピーカーが設置されている。

おどり手の仕度は思い思いで、主に下駄ばきである。語り物口説きの音頭で踊られるものあり、甚句で踊られるものあり、また、きびきびとした手振りで速いテンポで踊るものもあれば、ゆっくりとしたリズムのものもあり、概して下駄を踏みならず点に特徴がある。更に音頭に対しておどり手が返し歌をしたり、囃子言葉で応じたりするなどをして、全体として多様性に富んだ内容豊富な盆踊りである。

2-2-22 曲目と囃子方の鳴り物、おどりの進行方向

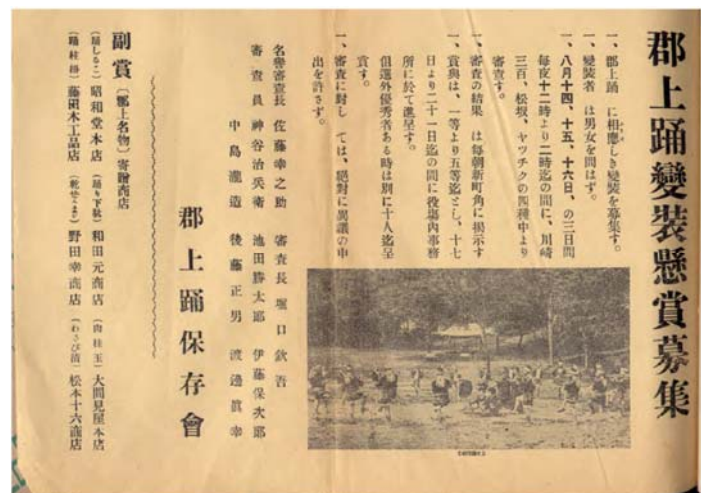
曲目	鳴り物	進行方向
古調かわさき	なし	反時計回り
かわさき	太鼓、笛、三味線	時計回り
春駒	太鼓、笛、三味線	時計回り
三百踊	太鼓、笛、三味線	時計回り
やっちく	太鼓	時計回り
げんげんばらばら	太鼓	反時計回り
さわぎ	なし	時計回り
猫の子	なし	時計回り
甚句	なし	時計回り
まつさか	なし(拍子木)	時計回り



2-2-23 昭和期 新町・橋本町

④保存会の活動

郡上おどりの運営を整えてきた保存会の活動をみると、おどりの日程や、おどり会場の追加については、昭和4年(1929)の越美南線郡上八幡駅開設に伴い、同5年(1930)には駅でのおどりを創設している。昭和5年(1930)7月12日幹事会の記録の協議事項のなかに、「八幡駅開設ヲ永久ニ記念スルタメ駅踊ヲ創設方相生村中野有志ヨリ池田幹事長迄申込アリ



2-2-24 昭和初期 郡上踊変装懸賞募集チラシ

タリト報告、協議ノ上同駅ノ開通ハ昨年暮八日ナリシニ因ミ八月八日ニ今後毎年開クコトニ決定」とあり、現在も8月8日に踊られている。また、昭和8年（1933）には、毛付市を縁日おどりに、およし祭をおどりの日程に加えている。

大正12年（1923）は12夜、昭和9年（1934）は16夜、同22年（1947）は18夜、同27年（1952）は26夜、八幡町重要無形民俗文化財となった昭和30年（1955）は30夜、同36年（1961）はおどり発祥祭からはじまる32夜、同37年（1962）は26夜、昭和51年（1976）は31夜となっている。

曲や歌詞、囃子方やおどりの形態を整え、郡上おどりの日程やおどり会場まで、郡上おどり全般に保存会は取組んできたが、郡上おどりの普及啓発にも取り組んでいる。「変装踊りコンクール」と聞くと、重要無形民俗文化財というより、観光要素が強く、近年のイベントのように感じるが、昭和8年（1933）7月14日保存会役員会の記録では、「懸賞変装協議会ノ件」として、8月14日、15日、16日の3日間夜12時より2時までを審査しており、変装を公募している【2-2-24】。近世の文書をみると、かぶり物や異形の姿を禁止し、取り締まっていることから、郡上おどりに参加するものの心理として、格好を変えて踊りたい欲求があったのかもしれないが、風紀を乱すものとして取締の対象となっていた。近代に入って明治7年（1874）にも盆踊り禁止の布達が出されていたが、大正期に発足した郡上おどり保存会は、郡上おどりを健全な盆踊りとして確立するなかで、公式に「変装」を取り入れている。公式の「変装」は、「変装踊りコンクール」として固定したおどり日程が設けられ、令和元年度（2019）まで継続して商工会主催で行われていた【2-2-25】。

別のおどりに関わる普及啓発として、昭和9年（1934）4月26日の記録によると「郡上踊免許証ヲ作ルコト」とあり、郡上おどりの普及も積極的に考えられていたようである。昭和35年（1960）頃から観光客を対象として保存会員が審査を行い、免許状を交付している。現在の免許状は、おどり日によって審査曲目が1つ決められており、保存会員は、輪の中のおどり手から選び、免許状を当日に交付している【2-2-26】。

また、郡上おどりの普及啓発として小物の販売も行ってきた。郡上おどり保存会では、昭和29年（1954）の総会で「お城」「踊」「鮎」の団扇を1組80円で販売を計画している。手拭は、大正14年（1925）以降「保存会活動史」によると「予メノ順備トシテ郡上踊ト意匠ヲ附シタル手拭ヲ各希望者ニ頒布スベク田中屋呉服店ニ交渉シ前年度ノ残りモアリタルヲ以テ本年ハ三十反注文シ調整セシメタリ、而シテ手



2-2-25 昭和50年代 変装踊り



2-2-26 現在の免許状

拭ハ十五日迄ニ全部売切レトナリタリ一枚代
実費十五銭ニ提供ス」とあり、大正期から郡上
おどりに必須な小物であった。そして、これら
は現代でも用いられている【2-2-27】。



2-2-27 現在の団扇、手ぬぐい

⑤ コロナ禍の郡上おどり

令和2年(2020)に新型コロナウイルス感染症が世界中に広がり、その猛威は郡上おどりにも例外なく影響を与えた。令和2年(2020)、同3年(2021)の通常開催は中止となり、オンライン配信での放送をもって、全国へ郡上おどりを届ける形となった【2-2-28】。令和4年(2022)には、日程・時間を短縮し、本来30数夜開催であるところ、17夜開催として3年ぶりに市街地での郡上おどりが行われた。また、盂蘭盆会を含めた徹夜おどりは本来20時から翌午前4時または5時までのところ、令和4年(2022)は翌午前1時までとし、時間を短縮して行った。開催日当日の対応については、おどり会場の入り口に受付を設置し、参加者の検温・消毒・入場シールの配布を行い、おどり会場へ入場するよう案内をした。またおどりの輪の中にも密集を避けるよう案内をしたプラカードを持ったスタッフを配置し、ソーシャルディスタンスの確保やマスク着用の推奨等と呼び掛けた。おどり屋形で演奏をする囃子方についても当日簡易の検査キットを使い陰性であった者だけ屋形へ上がって演奏をするという形で感染症対策を行った【2-2-29】。



2-2-28 オンライン配信の様子



2-2-29 コロナ禍での開催(令和4年)

令和5年(2023)の郡上おどりについては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが第5類感染症に移行されたことを受け、4年ぶりの全日通常開催となった。感染症対策に関しては、受付での検温・消毒・入場シール配布等は行わず、マスクの着用も任意とした。

以上のように、郡上おどりは保存会が設立された大正末期以降、時代に併せて変革しており、その概略を整理すると、盂蘭盆会を徹夜おどりとするのは大正14年(1925)以降で、囃子方に三味線、笛、太鼓が揃って記録で確認できるのは昭和10年(1935)、おどり屋形が定着したのは昭和22年(1947)以降で、おどりの種目が昭和11年(1936)に

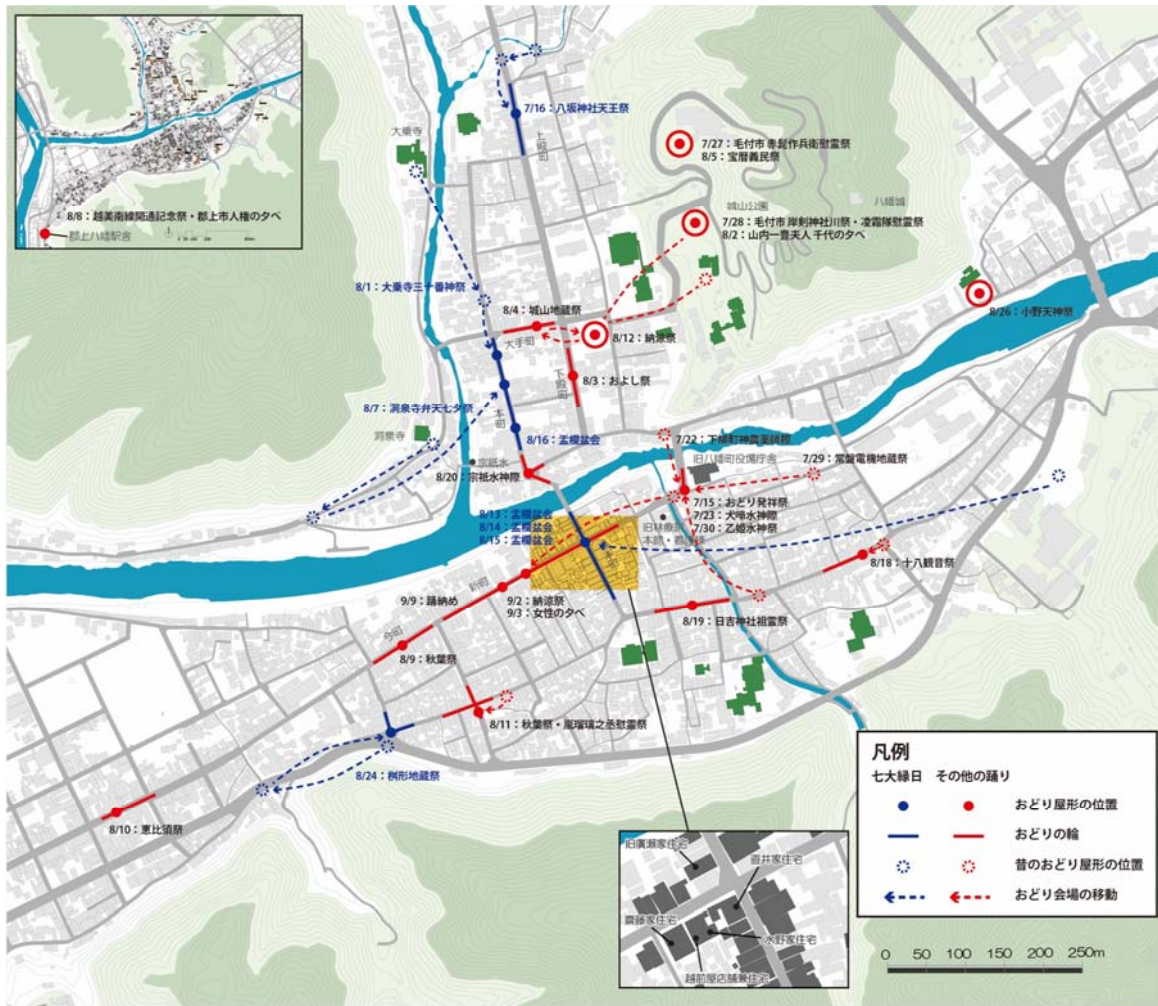
は9種、昭和30年（1955）までには10種となっているため、昭和20年代半ばから30年までには、現在とほぼ同じ形態になったと考えられる。

現在の盂蘭盆会の流れをみると、盂蘭盆会の最中は、おどり屋形は旧八幡町役場前に置かれ、19時には通りの真ん中まで曳かれて音響機器から郡上おどりの曲が流される。設置されたおどり屋形の回りには徐々に人が集まり、開始を待ちきれないおどり客は曲に合わせて輪を作って踊り始める。20時になると、郡上おどり保存会がおどり屋形に上がり、いよいよ徹夜おどりが始まる。鳴り物なしの「古調かわさき」で始まり、音頭取りや囃子方が3交代で務め、「まつさか」以外の9曲を演奏する。深夜も曲を変えながら踊り続け、明け方、空が白茶けてくると、最後に「まつさか」が踊られ、翌朝5時に「おはようございます」と朝の挨拶でこの日の徹夜おどりは終わる。

3) おどり会場と地区会の取り組み

郡上おどりが踊られる町並みについてしてみると、山と川に囲まれ、近世の城下町を継承し、近代化の過程でも建てられた町家群が、郡上おどりが踊られる良好な市街地で今なおみることができる。郡上おどりが踊られるおどり会場は、社寺、祠、旧跡等に由来しておどり会場や日程が決められているため、それぞれのおどり会場で縁日の祭礼があり、その周辺で郡上おどりが踊られている。現在では、幅員の広い通りや広場なども多用し、おどり会場の位置も変えながら、今日まで継承している。近年では旧庁舎記念館前の通りや城下町プラザなどの駐車場が利用されている【2-2-30】。

七大縁日のおどり会場の移動については、八坂神社天王祭は、かつては八坂神社境内から惣門橋までの細い道をおどり会場としていたが、その後、上殿町の通りに移動している。大乘寺三十番神祭は大乘寺境内（囃子方は山門鐘楼の上に座す）であったが、その後、鍛冶屋町、更に本町に移動している。洞泉寺弁天七夕祭も洞泉寺境内（囃子方は広縁）から、昭和20年代から延命地蔵尊前の通りに移し、その後は本町の通りに移している。盂蘭盆会は橋本町と新町であったが、一部が昭和10～12年（1935～1937）に愛宕公園、次に安養寺境内、そして町なかにおどり会場を移動している。地蔵盆は上栴形町の栴形地蔵堂前であったが、昭和20年代後半に一時、下栴形町の延命地蔵様前で踊り、その後また現在地に戻している。このように、盂蘭盆会を除く各社の縁日はそれぞれの境内や社の前で踊られていたが、その後、幅員の広い通りに移動している。こうした移動は、おどり会場を受けもつ町内会の体力や、おどり客増加によるおどり会場の確保、安全性などが背景にあったものと思われる。



2-2-30 郡上おどり おどり会場の移動

(4) おわりに

郡上おどりは、7月中旬から9月上旬の2か月間で、およそ30夜踊られる盆踊りで、曲は10種ある。近世の城下町の通りで踊られていた盆踊りを、大正期に設立した郡上おどり保存会により、体系化しながら継承してきた。

郡上おどりが踊られる町並みは、近世初期に形成された城下町で、そのおどり会場となる通りも城下町の町割を継承したものである。町並みを構成する町家群も、近世から建てられていた町家建築や、近代化のなかでも伝統的な町家を建ち続けて、今日に残っている。

町並みと郡上おどりは、ともに近世からの遺産が近代を経てなお、住民たちにより現代まで受け継がれてきたもので、郡上八幡の代表的な夏の風景となっている。

町並みや通り、市街地を流れる吉田川などに施される設えによって、郡上おどりが始まるという気持ちの高揚を感じることができる。郡上おどりが踊られる夜のまちは、薄明りの町並みで縁日や祭礼が静かに行われると、唄やお囃子にあわせて踊る人の群れによって、一気に喧噪のなかへと誘う、夜の顔をみせる。地元住民だけでなく、踊りに来た市外の人々とともに輪になって踊る一体感は、お囃子とおどりと歴史的な町並みが融合して生み出される歴史的風致である。



地理院地図（国土地理院）に歴史的風致の範囲、要素を追記して作成

2-2-31 郡上踊にみる歴史的風致の範囲図（令和5年度のおどり会場に基づく）

コラム 昔をどり

郡上おどりが整備される以前は、灯りが消えた暗い街路で、頬かむりをするなどして踊った。おどりの輪は自然発生的に幾つも生まれ、音頭の取り合いなどもみられたという。

昭和 57 年（1982）に郡上おどり保存会は、音頭取りによりいくつものおどりの輪を形成していた昔の風情を残す「昔をどり」を伝える「昔をどりの夕べ」を開催した。保存会創立 60 周年の年から始まり、現在では有志により「昔をどりの夕べ」が継続して行われている。当初は、八幡町役場前で始まり、年によって会場を移したが、現在では安養寺^{あんにようじ}境内で行われている【2-2-32】。



2-2-32 昔をどり

コラム 郡上おどりの継承 公民館活動とジュニアクラブ

公民館活動の一つとして、八幡町内にある 9 館の公民館で、それぞれおはやしクラブを結成し、保存会から講師を招くなどしながら、唄や演奏、おどりの稽古を続けている。郡上おどりの季節になると、保存会が演奏する前の前座としておどり屋形にあがり、日ごろの練習の成果をみせている。その他、近隣の市町村の夏祭り等で演奏依頼を受けることもあり、その活動の場を広げている【2-2-33】。



2-2-33 おはやしクラブ

郡上おどり保存会ジュニアクラブは、保存会の後進育成のため、地元の小・中学校及び高等学校児童・生徒を対象としたクラブとなっている。おはやしクラブと同様、保存会の前座を務めることもあり、また、市外との交流事業として、出演することもある【2-2-34】。



2-2-34 おどり会場の披露（ジュニアクラブ）

コラム 郡上おどりの新しい取組み

大正 11 年（1922）に郡上おどり保存会が発足し、唄や踊、囃子方を整え、日程やおどり会場の設定などに取組んできた。昭和 30 年（1955）に八幡町重要無形文化財「古調郡上踊」に指定、同 33 年（1958）に県重要無形文化財「郡上踊」に指定された。昭和 48 年（1973）に「古調郡上踊」が国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択され、平成 8 年（1996）「郡上踊」が国の重要無形民俗文化財に指定された。さらに、令和 4 年（2022）には、ユネスコ無形文化遺産の「風流踊」の 1 つとして、市内にある「寒水の掛踊」とともに認定をされた。

文化財としての保護に努める一方で、平成 2 年（1990）アメリカ合衆国のロサンゼルスで海外公演を行い、また、ジャズで踊る郡上おどりなど、郡上おどりの新たな楽しみ方として、さまざまな手法に取り組んできた。平成 3 年（1991）には郡上おどり 400 年祭として八幡町をあげて盛大に祝い、昭和 20 年（1945）8 月 15 日、終戦の日の郡上おどりの様子を地元の劇団が演じた。平成 6 年（1992）からは、郡上藩主であった青山氏との縁から、「郡上おどり in 青山」として、東京都港区青山で、郡上おどりを行っている【2-2-35】。平成 20 年（2008）からは、「郡上おどり in 京都」として京都市で出張公演も行っている。これに限らず、国内外への発信する取り組みとして、各地での文化行事への参加に精力的に行っている。具体的には、記念イベントとして郡上おどりを開催しており、直近の事例として平成から令和への元号へ変わることを記念した「新元号令和を徹夜で祝う郡上おどり」（平成 31 年（令和元年）（2019））を実施したり、令和 3 年（2021）の東京オリンピック閉会式のアトラクションで放映された郡上おどりの事前収録に協力したりしている。



2-2-35 郡上おどり in 青山

コラム これからの100年に向けた取組み

郡上おどり保存会は令和4年（2022）に創立100周年を迎え、これからの100年に向けての取組みを始めた。特に、これからの100年という視点で考えるにあたり、担い手の育成が課題となっている。すでに別のコラム「郡上おどりの継承 公民館活動とジュニアクラブ」でも紹介した内容と重複するが、改めて担い手の育成の取組みを推し進めている。また、令和5年（2023）には郡上おどり運営委員会を中心に、市の観光部局と協力して「郡上おどり保存活用計画」の策定に向けて作業をしており、保存活用計画の策定後の取組みが期待される。



2-2-36 マイ下駄づくりの様子

現在、小さいときから郡上おどりを身近になるように、平成30年（2018）から郡上市内の小中学生を対象に学校教育のなかで、「マイ下駄で踊ろう！」と称し、マイ下駄づくりの授業を行っている。八幡町の下駄屋「郡上木履」による指導の下、それぞれお気に入りの下駄を作成し、作成した下駄を履いておどり会場を訪れてもらう取組みを行っている【2-2-36】。また、7大縁日の1つである大乘寺三十番神祭の前に、「小中学校郡

上おどり発表会」（平成28年（2016）～）を開催して、市内の各小・中学校から団体チームで出場をして、おどりの出来を競っている。特に、地元の八幡中学校では、夏季に「ゆかたDAY」を設けて、1日浴衣で過ごしたり、旧庁舎記念館でおどりを披露したりしている。加えて、先に紹介した郡上おどりジュニアクラブは、日々お囃子やおどりの練習を行い、おどり会場での前座や地域への成果発表会などを定期的に行っている【2-2-36】。



2-2-36 地域文化祭で発表するジュニアクラブ

そして、令和5年（2023）からはじめた新しい取組みとして、郡上八幡市街地にある八幡小学校の3年生を対象に、総合的な学習の時間を利用して、おどりの囃子方、特に唄い手の育成と「郡上おどり」をフックとした郷土愛の醸成のため、日本舞踊五代流派の1つである西川流の指導者による民謡指導を行っている。